

入札説明書

この入札説明書は、令和8年2月26日付け花・野菜技術センター公告第2号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長 小高 咲

2 入札に付す事項

- (1) 契約の目的の名称及び数量 花・野菜技術センター庁舎等警備業務 一式
- (2) 契約の目的の仕様その他の明細 別紙委託契約書（案）による
- (3) 履行期限（契約期間） 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所（履行場所） 滝川市東滝川735番地
地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）花・野菜技術センター及び周辺

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること

- (1) 令和7年度に有効な北海道の競争入札参加資格のうち「庁舎等警備」の資格を有すること。
- (2) 北海道及び道総研が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の（1）に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
なお、5に定める制限付一般競争入札参加資格の審査申請日において契約期間中にあるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。
- (6) 緊急事態に備え管内中空知・北空知に、本店又は支店（営業所）等を有していること。

4 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）にあつては、3に定める資格の一部を次のとおり取り扱う。

- (1) 3の（5）の委託契約には、官公需適格組合の組合員が締結した契約を含む。

5 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(5)から(6)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年2月26日から令和8年3月6日まで
(土、日、祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで)

イ 申請の方法 次の申請書類を持参又は郵送により、アの「申請の時期」の最終日午後5時00分までに提出しなければならない。

(ア) 一般競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式)

(イ) 類似契約履行実績調書(別記第2号様式)

(ウ) 契約履行実績証明書(別記第3号様式)又は契約書の写し

(エ) 令和7、8、9年度競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 申請書類の提出先 滝川市東滝川735番地
道総研 花・野菜技術センター 総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

6 契約条項を示す場所 滝川市東滝川735番地
道総研 花・野菜技術センター 総務部総務課

7 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 滝川市東滝川735番地
道総研 花・野菜技術センター 事務庁舎 会議室

(2) 入札日時 令和8年3月17日(火) 午後1時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則(平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。)第9条の定めるところにより入札保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、取扱規則第37条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りでない。

9 送付による入札の可否

認めない。

10 契約書作成の可否

要

11 その他

(1) 最低制限価格

この入札は、取扱規則第20条の規定による最低制限価格を設定している。

(2) 無効入札

開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

取扱規則第19条第1項各号に規定する場合を除き、取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申請書を提出すること。

(5) 所得税等の控除

契約の相手方が個人である場合にあつては、この契約に係る契約代金は、所得税法（昭和40年法律第33号）第204条第1項各号に規定する報酬、料金等に該当するので、その支払いに当たっては、同項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）第28条第1項に基づき所得税及び復興特別所得税を控除して支払う。

(6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 道総研 花・野菜技術センター 総務部総務課

イ 所在地 滝川市東滝川735番地

(7) 前金払

前金払はしない。

(8) 概算払

概算払はしない。

(9) 部分払

部分払はしない。

(10) 入札

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(13) 債権譲渡の承諾

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。

(14) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。